

第2節 実効的な抑止及び対処

22大綱では、実効的な抑止および対処を防衛力の役割の一つとしている。本節では、この役割を効果的に果たす

めに重視している点について、様々な事態における統合運用体制下での自衛隊の対応を例にとりながら説明する。

1 周辺海空域の安全確保

6,000を越す島々で構成され、広大な海域に囲まれているわが国において、各種事態に際し、自衛隊が迅速に対応するためには、平素から領海・領空とその周辺の海空域において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動を行うなど、同海空域の安全確保に努めることが極めて重要であり、22大綱においても特に重視している。また、こうした活動により、アジア太平洋地域の安全保障環境の安定化にも寄与している。

い、わが国周辺における事態に即応する態勢を維持している。さらに、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが、24時間態勢で警戒監視活動を行っている。(図表Ⅲ-1-2-1 参照)

1 周辺海域における警戒監視

海自は、哨戒機(P-3C)により、北海道の周辺海域や日本海、東シナ海を航行する多数の船舶などの状況を監視している。また、ミサイル発射に対する監視など必要に応じ、護衛艦・航空機を柔軟に運用して警戒監視活動を行



警戒監視活動を行うP-3C固定翼哨戒機

図表 Ⅲ-1-2-1 わが国周辺海空域の警戒監視イメージ



2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進(スクランブル)

空自は、全国のレーダーサイトと早期警戒機(E-2C)、早期警戒管制機(E-767)などにより、わが国とその周辺の上空を24時間態勢で監視している。これにより、わが国周辺を飛行する航空機を探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、待機中の空自戦闘機などが緊急発進(スクランブル)し、その航空機に接近して状況を確認し、必要に応じてその行動を監視する。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを発する。

なお、平成23年度の空自機による緊急発進(スクランブル)回数は425回であった¹。(図表Ⅲ-1-2-2・3参照)

3 領水内潜没潜水艦への対処

わが国の領水²内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、速やかに海上警備行動³を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

参照 資料22・23

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした潜水艦に対するわが国の意思を表示する能力および浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。

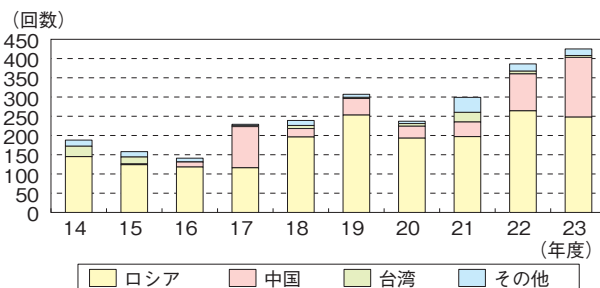
4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船(不審船)には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処することが不可能または著しく困難と認められる場合に

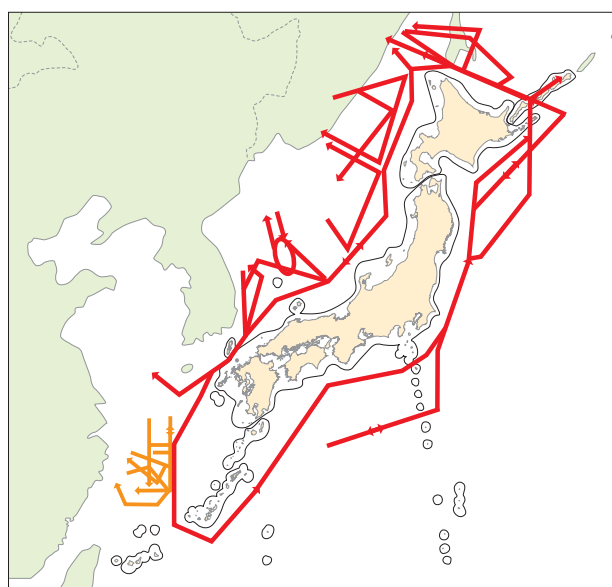
図表 Ⅲ-1-2-2

最近10年間の緊急発進実施回数とその内訳



図表 Ⅲ-1-2-3

緊急発進の対象となったロシア機および中国機の飛行パターン例



→ : 中国機の経路 → : ロシア機の経路

は、機を失することなく海上警備行動を発令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処する。

参照 資料22・23

防衛省・自衛隊は99(平成11)年の能登半島沖での不審船事案⁴や01(同13)年の九州南西海域での不審船事案⁵など

¹ 緊急発進(スクランブル)回数の対象別の割合(推定含む。)はロシア約58%、中国約37%、台湾約1%、その他約4%

² 領海および内水

³ 「海上における警備行動」(自衛隊法第82条)。海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合に自衛隊がとる行動で内閣総理大臣の承認が必要

⁴ 警戒監視活動中の哨戒機(P-3C)が能登半島東方、佐渡島西方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と判断される不審船2隻を発見した。巡視船、護衛艦、航空機などで1昼夜にわたり追跡したが、両船は、防空識別圏外へ逃走し、北朝鮮北部の港湾に到達したものと判断された。

⁵ 警戒監視活動中の哨戒機(P-3C)が不審な船舶を発見し、巡視船、航空機で追尾・監視を行った。不審船は海上保安庁の度重なる停船命令を無視し逃走を続けたため、射撃警告の後、威嚇射撃を行った。しかし同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行い、その後同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没するに至った。捜査過程で判明した事実などから、北朝鮮の工作船と特定された。02(平成14)年にも、警戒監視活動中の哨戒機(P-3C)が能登半島沖の北北西約400km(わが国の排他的経済水域外)において不審船の疑いのある船舶を発見し、巡視船、護衛艦、航空機で追尾・監視を行った事案が起きている。



コラム

VOICE

解説

Q&A

南西域での対領空侵犯措置に就くパイロットの声

 第83航空隊第204飛行隊 2等空尉 やまざき ゆう た 山崎 雄太

私は、空自那覇基地で戦闘機(F-15)操縦者として、南西域での対領空侵犯措置を行うため、警戒待機(アラート)任務に就いています。対領空侵犯措置は、国家の威信にかかわる重責を担う任務であり、いざ緊急発進が下令されたならば、わが国の領空に接近する国籍不明機に対し1秒でも早く対応しなければなりません。常に緊張感の中で行う困難な任務ですが、私は、この任務を達成することにやり甲斐を強く感じ、誇りに思っています。



F-15戦闘機のコックピットに乗り込んだ筆者



筆者が操縦するF-15戦闘機

私が警戒待機任務に就いて間もない頃、緊急発進で国籍不明機を初めて見た時は、緊張して足が震えた記憶があります。我々の行動一つ一つが国家間の紛争を招く可能性があります。ミスは許されません。私は、常に冷静かつ慎重な対処に努めようと心に言い聞かせながら勤務に就いています。

近年の南西域は、近隣諸国の活動が活発化し、緊急発進の回数は増加傾向にあります。南西域は、今後ますます、国防上重要な区域になっていくはずで、私は、常に向上心をもって努力を続け、強い戦闘機操縦者を目指していきたいと思います。

で得られた教訓・反省事項を踏まえ、不審船に対して効果的かつ安全に対処するため、関係省庁と連携を強化し、政府として万全を期すべく、必要な措置を講じている。

警備隊⁷の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品(平頭弾)⁸の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上などを行っている。

(2) 武装工作船などへの対処のための防衛省・自衛隊の取組

ア 装備品などの充実

海自は、①能力を向上したミサイル艇の配備⁶、②「特別

イ 海上保安庁との連携の強化のための措置

防衛省と海上保安庁は、定期的な相互研修、情報交換、共同訓練などを行っている。99(同11)年、防衛庁(当時)は、海上保安庁との間で、不審船が発見された場合の情報

6 04(平成16)年3月までに、計6隻が配備済みであり、主に次の点を充実させている。①62口径76ミリ速射砲の搭載、②船体の大型化による居住性の向上、③航続距離の延伸、④艦橋への防弾措置、⑤暗視装置の装備

7 01(平成13)年3月、海上警備行動下に不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

8 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして、跳弾の防止が図られている。

連絡体制や初動対処要領、海上警備行動の発令前後における役割分担(共同対処要領)などを定めた「不審船に係る共同対処マニュアル」を策定した。

海自は、同マニュアルに基づき、不審船に対する追尾・捕捉の要領や通信などの共同訓練を海上保安庁と行っており、連携の強化を図っている。

2 島嶼部に対する攻撃への対応

22大綱では、四方を海で囲まれ長大な海岸線と多くの島嶼^{とう}を有するというわが国の地理的要素について述べている。中でも、多くの島嶼が存在するという特性からは、わが国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する攻撃が想定される。

1 自衛隊の対応

島嶼部に対する攻撃への対応は、自衛隊による平素から常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動などにより、兆候を早期に察知することが重要である。この対応については、陸上の防衛のための作戦(2節8参照)との共通点が多く、事前に兆候を得た場合には敵の部隊などによる攻撃を阻止するための作戦を行い、また、事前に兆候が得られず島嶼を占領された場合にはこれを奪回するための作戦を行う。

参照 資料22・23

こうした作戦を行う場合、陸・海・空自が一体となった統合運用が特に重要である。統合運用によって機動運用可能な部隊を迅速に展開・集中するとともに、平素から配置している部隊と協力して、敵の部隊などを阻止・排除する。その際、巡航ミサイル対処を含め、島嶼周辺における防空態勢を確立するとともに、周辺海空域における航空優



米国との共同訓練において米海兵隊員とともに上陸する陸自隊員

勢¹、制海および海上輸送路の安全を確保することが重要になる。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、22大綱および23中期防に基づき、自衛隊配備の空白地域となっている南西地域の島嶼部について沿岸監視部隊の配置や初動を担任する部隊の新編を検討するなど、平素からの情報収集・警戒監視態勢や事態発生時の迅速な対処に必要な体制を整備することとしている。

また、迅速な部隊の展開・対応能力を確保するため、輸送機、地对艦誘導弾などを整備するとともに、島嶼部に対する攻撃の抑止および対処にかかる訓練なども行っている。そのほか、島嶼部における対応能力を向上させるため、南西地域において、陸・海・空自の統合運用能力の向上のための各種演習を行うとともに、知識・技能の修得や相互連携要領の確立のための米軍との実動訓練などにも取り組んでいる。

さらに、戦闘機、地对空誘導弾の整備などによる防空能力の向上のための取組、潜水艦、固定翼哨戒機などの対潜戦能力向上による海上交通の安全確保のための取組などは、島嶼部攻撃への対応の観点からきわめて重要である。

参照 2節8



南西地域の警戒監視を行うE-2C早期警戒機

1 空において相手航空戦力より優勢であり、相手から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態



コラム

VOICE

解説

Q&A

離島基地で勤務する隊員の声 ー対馬・宮古島・南鳥島ー

日本は、6,000を超す多くの島々から構成され、広大な海に囲まれています。わが国の領海と排他的経済水域は、約447万km²にもなり、世界第6位の広さを誇っています。こうしたわが国を構成する離島には、多くの自衛隊員が日々勤務しています。

対馬で勤務する陸上自衛官

対馬警備隊 陸曹長 ^{にいぼ ゆたか} 新南 豊

私は、朝鮮半島との国境に位置する対馬警備隊で衛生班長として、勤務しております。対馬は、歴史的に国境警備の最前線であり、隊員一人ひとりが国境警備隊の一員であるとの意識も高く、実戦的な訓練に日々励んでいます。国境の防人「やまねこ軍団」の一員として今後ともさらに強い個人・部隊を目指し任務に邁進して行きたいと考えています。

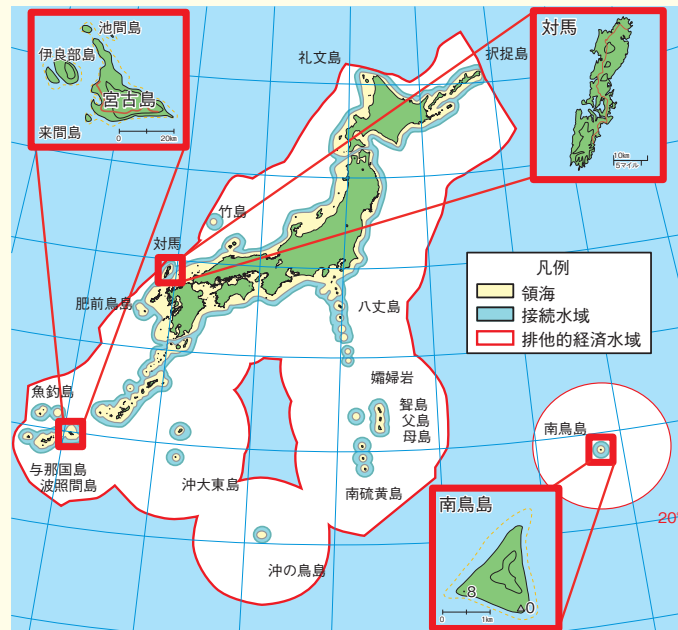


宮古島で勤務する航空自衛官

南西航空警戒管制隊 第53警戒隊
3等空曹 ^{いまげき けん たろう} 今関 健太郎

私が勤務する宮古島分屯基地は、空自で最南端かつ最西端の分屯基地です。ここのレーダーサイトは、わが国の南西域の警戒監視を主任務としており、私は整備員としてレーダー器材の保守整備を行っています。

近年、南西域における対領空侵犯措置が増加しており、これを支えるため、緊張感をもって日々の任務に臨んでいます。



南鳥島で勤務する海上自衛官

南鳥島航空派遣隊 2等海曹 ^{おおさわ ひろし} 大沢 洋

私は、南鳥島航空派遣隊の一員として勤務しています。商店もなく不便な所ですが、皆と力を合わせながら日本の領土と排他的経済水域の保全に寄与しています。日本最東端に位置するこの島は冬でも25℃を超える日も多く、日差しが強く汗だくになって作業に従事するので大変ですが、今後とも頑張っていきます。



3 サイバー攻撃への対応

近年、情報通信基盤へのサイバー攻撃は高度化・複雑化しており、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題となりつつある。こうした中、防衛省・自衛隊としても、自衛隊の情報システム・通信ネットワークを防護するための機能を引き続き向上させていく必要がある。

1 自衛隊の対応

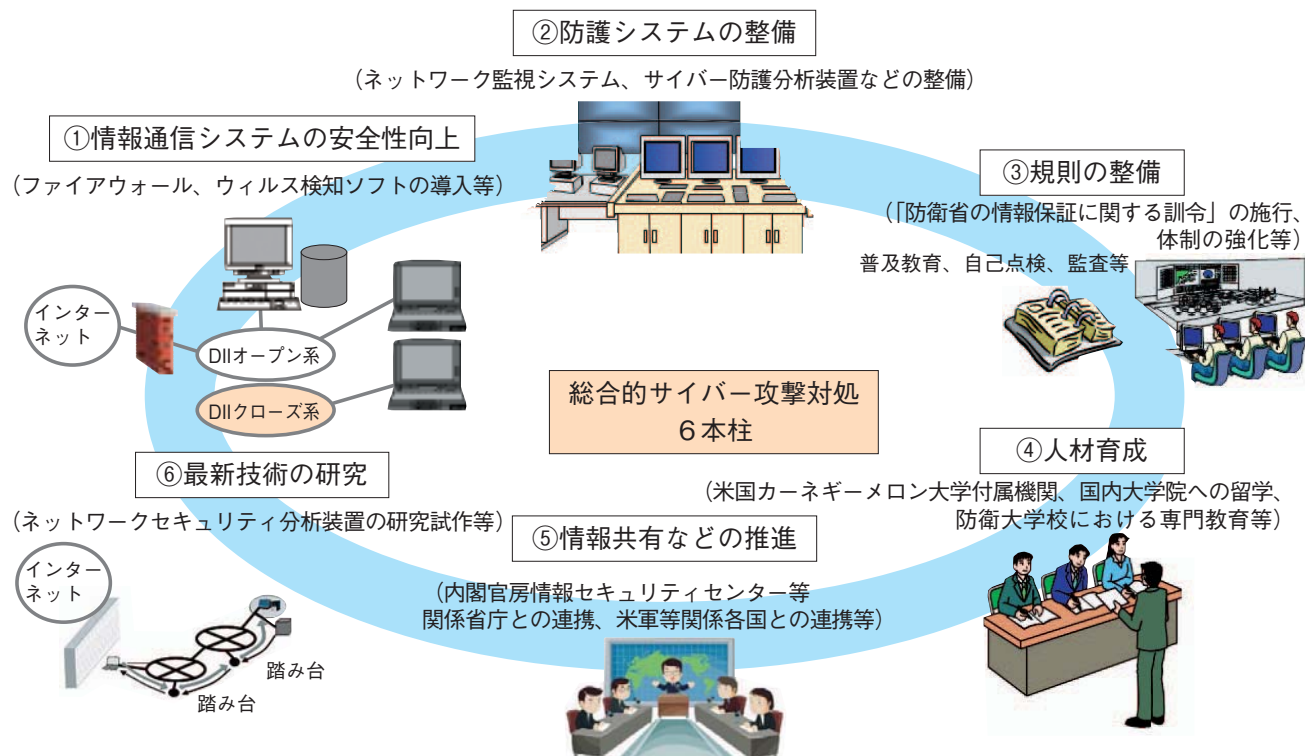
22大綱においては、自衛隊は、サイバー攻撃に対し、自らの情報システムを防護するために必要な機能を統合的に運用して対処するとともに、サイバー攻撃に対する高度な知識・技能を蓄積し、政府全体として行う対応にも寄与することとしている。

自衛隊のサイバー攻撃への対処能力を強化するため、自衛隊に対するサイバー攻撃対処を統合的に実施するための体制を強化するほか、サイバー攻撃対処に関する研究や演習の充実を図ることが重要である。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊では、08(平成20)年3月、サイバー攻撃への対処を含め、自衛隊の防衛情報通信基盤や中央指揮システム¹の維持管理・運営などを任務とする「自衛隊指揮通信システム隊」を設置し、24時間態勢で自衛隊の通信ネットワークを監視する一方、日々多様化・複雑化するサイバー攻撃への対処にあたっては、情報通信システムの安全性向上を図るための侵入防止システムなどの導入、サイバー防護分析装置などの防護システムの整備にとどまらず、人的・技術的基盤の整備も含めた総合的な施策が必要であり、サイバー攻撃対処に関する態勢や要領を定めた規則²の整備や最新技術の研究などの取組を行っている。

図表 Ⅲ-1-2-4 防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処に係る施策



1 1節4「自衛隊の統合運用体制」注3を参照

2 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)などがある。



コラム

VOICE

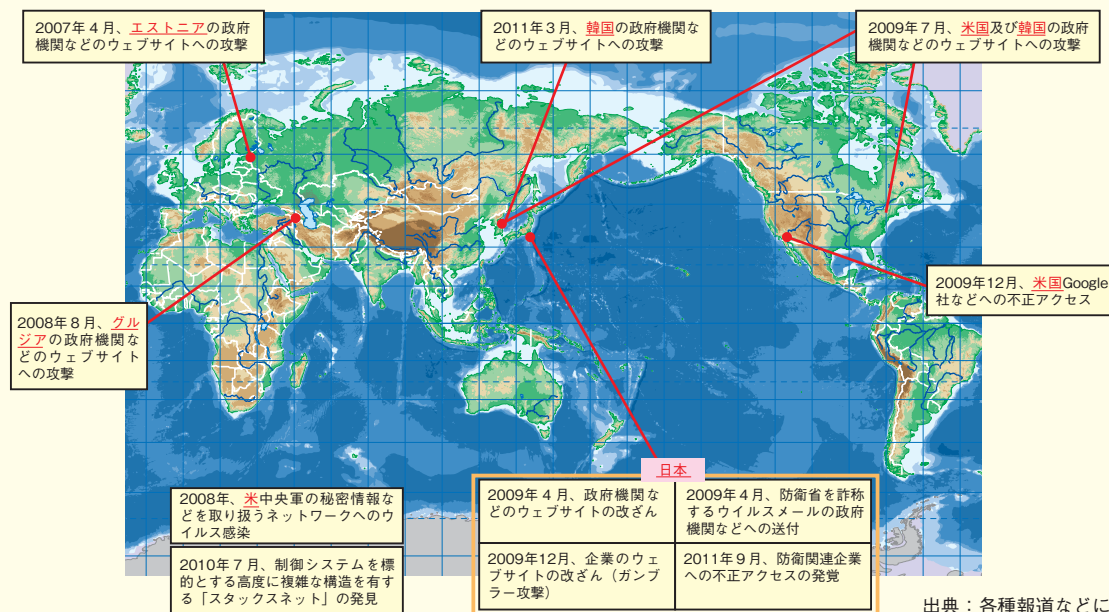
解説

Q&A

サイバー空間のもたらす脅威について

質問1 サイバー攻撃の特徴・現状について教えてください。

サイバー空間では、多様な主体により情報の窃取や改ざん、システムの停止・誤作動など悪意をもった様々な活動が行われています。こうしたサイバー攻撃は容易に国境を越えて行われ、その攻撃源を特定することも困難であり、その国際法上の整理などについても議論があります。このため、近年サイバー・セキュリティの確保は、わが国はもとより各国にとっても安全保障上の課題となっています(Ⅰ部2章2節)。

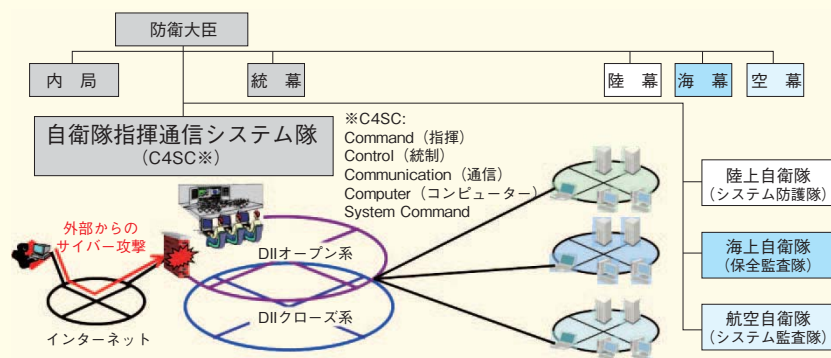


質問2 防衛省・自衛隊はどのように対応していますか？

今日では、サイバー空間は防衛省・自衛隊の活動を支える不可欠の基盤となっています。

そのため、防衛省・自衛隊としては、平素から様々なリスクに晒されていることを前提に、自らのシステム・ネットワークを防護するための諸施策を推進しています(Ⅲ部1章2節)。

また、関係省庁や民間部門、同盟国などと連携し、わが国全体のセキュリティの総合的な向上に貢献していきます(Ⅱ部3章6節)。



また、サイバー攻撃対処能力の強化に向け、平成24年度には、サイバー防護分析装置について、実践的な訓練の実施や外部インターネットから最新ウィルスを収集するための機能などの向上を図ることとしているほか、サイバー攻撃対処に関する研究の充実のための取組や、防衛大学校におけるネットワークセキュリティ分野の教育・研究体制の整備、国内外の大学院などへの職員留学など、高度な知見を有する人材の育成のための取組などを継続して行っている。

一方、サイバー空間の安定的利用を防衛省・自衛隊のみによって達成することは困難であることから、NISCなど関係省庁との連携に加え³、11(同23)年6月の日米「2+2」共同発表において設置が言及され、同年9月に初めて開催

された「安全保障分野におけるサイバー・セキュリティ問題に関する日米戦略政策対話」などを通じてサイバー空間を巡る課題や情報セキュリティに関する情報交換を行うほか、サイバー攻撃を想定した日米共同訓練を行うなど、米国をはじめとする国際社会との協力も進めている。

このように、日々多様化するサイバー攻撃への対応には総合的な施策が必要であり、その検討および実施を図るため、12(同24)年5月には、防衛大臣政務官を委員長とするサイバー攻撃対処委員会を設置し、サイバー空間の安定的利用に向けた包括的な方針の策定やサイバー攻撃対処の中核となるサイバー防護専門部隊の新設についての検討などを行っている。

4 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした事案には、潜入した武装工作員¹などによる不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々な態様がある。

参照 資料22・23

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

(1) 基本的考え方

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、①不正規軍の要員であるゲリラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃、②正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊により、わが国に対する武力攻撃が行われる場合には、防衛出動により対処する。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦では、速やかに情報収集態勢を確立し、これらを早期に発見して、機動性を重視しつつ即応性の高い部隊により迅速かつ柔軟に対応する。特に、沿岸部での潜入阻止のための警戒監視、重要施設の防護ならびに進入した部隊の搜索および撃破を重視する。この際、攻撃による被害を最小限にして事態を早期に収拾することが重要である。

ア ゲリラや特殊部隊の搜索・発見など

護衛艦、航空機などにより周辺海域を哨戒²し、ゲリラや特殊部隊の輸送の一手段である各種艦船や潜水艦などの早期発見と洋上での阻止に努める。また、ゲリラや特殊部隊がわが国領土内に潜入するおそれがある場合、陸自の偵察部隊などにより沿岸部での警戒監視を行う。

ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などによる搜索・発見を行う。

さらに、必要に応じ、重要施設などに警護のための部隊を配置し、早期に警護態勢を確立する。

3-3 II部3章6節2「サイバー空間の安定的利用に関する取組」を参照

4-1 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などをいう。

2 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的を持って、ある特定の地域を計画的に見回ること

図表 Ⅲ-1-2-5 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



イ ゲリラや特殊部隊の捕獲・撃破

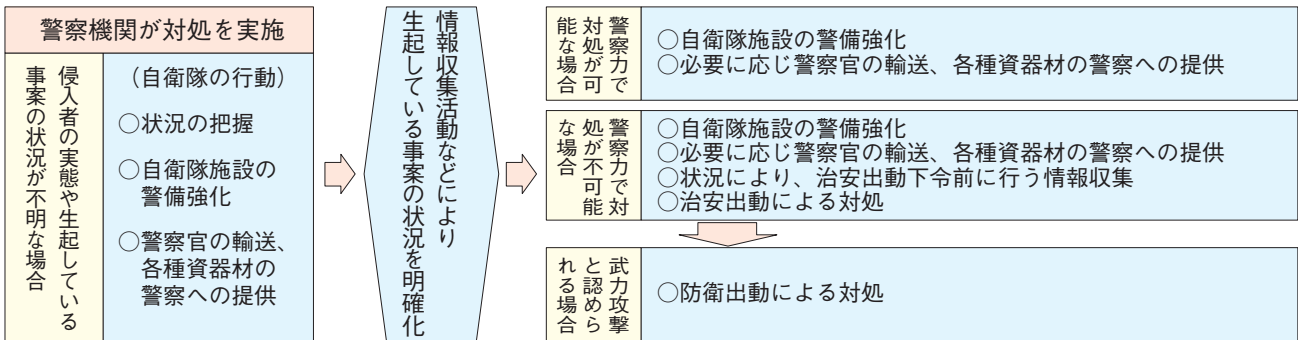
ゲリラや特殊部隊を発見した場合、速やかに戦闘部隊を展開させ、これを包囲した上で、捕獲または撃破する。
(図表Ⅲ-1-2-5 参照)

2 武装工作員などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じて対応する。(図表Ⅲ-1-2-6 参照)

図表 Ⅲ-1-2-6 武装工作員などへの対処の基本的な考え方



(2)警察との連携強化のための措置

ア 連携強化のための枠組の整備

武装工作員などへの対処にあたっては、警察機関との連携が重要である。このため、00(平成12)年、治安出動の際における自衛隊と警察との連携要領についての基本協定(54(昭和29)年に締結)を改正し、暴動鎮圧を前提とした従来の協定を、武装工作員などによる不法行為にも対処できるようにした³ほか、02(平成14)年に、陸自の師団などと全都道府県警察との間で、治安出動に関する現地協定を締結した。

さらに、04(同16)年、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。

イ 警察との共同訓練

武装工作員などへの対処に際し、現地レベルでの相互の連携を一層緊密なものとするため、05(同17)年7月までに、現地協定の締結主体である師団などと全都道府県警察との間で共同図上訓練を行った。これらの共同図上訓練の成果を踏まえ、同年10月に、陸自北部方面隊と北海道警察との間で共同実動訓練が行われたのを皮切りとして、平成21年度までに全ての師団・旅団が全都道府県警察との間でそれぞれ共同実動訓練を行った。これらの共同訓練は継続して行っており、治安出動の際の連携要領について確認している。

3 核・生物・化学兵器への対応

近年、核・生物・化学(NBC)兵器とその運搬手段およびこれらの関連資器材が、テロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このような大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる可能性がある。95(同7)年の東京での地下鉄サリン事件⁴や01(同13)年の米国での炭疽菌入り郵便物事案⁵の発生は、こうした兵器が使用された例である。

(1)基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当

する場合、防衛出動により武力攻撃の排除や被災者の救援などを行う。また、これが武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣などにより、陸自の化学科部隊や各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などについて関係機関を支援する。

(2)NBC兵器への対応にかかわる防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊では、NBC兵器による攻撃への対処能力の向上を図っている。具体的には、陸自の中央即応集団に中央特殊武器防護隊を置くとともに、化学科部隊の人的充実や、NBC偵察車、化学剤監視装置、除染車、個人用防護装備、携帯生物剤検知器、化学防護衣などの整備、除染セットなどの研究開発を行ってきている。また、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。また海自および空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行ってきている。なお、11(同23)年1月には、放射性物質を含む爆弾テロを想定した国民保護共同実動訓練が初めて実施されるなど、自治体、警察、消防といった部外関係機関との連携も含め、自衛隊として対処能力の向上に努めている。

参照 1節3



NBC防護訓練において除染を行う陸自隊員

³ 防衛庁(当時)と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」

⁴ 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名(オウム真理教教主麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数)などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

⁵ 01(平成13)年9月以降、米国で、炭疽菌入りの郵便物が、上院議員、マスコミ関係者などに郵送された。

5 弾道ミサイル攻撃などへの対応

弾道ミサイルや大量破壊兵器の不拡散のための国際社会における様々な努力にもかかわらず、これらの拡散は依然として進展している。

わが国周辺では、中国、ロシアとも核兵器を搭載することが可能な弾道ミサイルを相当数配備している。また、北朝鮮は、06(平成18)年には7発の弾道ミサイルを発射、09(同21)年4月には「試験通信衛星」の打ち上げと称した発射を行うとともに、同年7月にも7発の弾道ミサイルを発射し、さらに12(同24)年4月には「人工衛星」と称するミサイルを発射し、弾道ミサイルによる脅威が現実のものであることが改めて確認された。

参照 I部1章2節、資料1・2

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応により万全を期すため、平成16年度から弾道ミサイル防衛(BMD)システムの整備を開始した。05(同17)年には、自衛隊法の所要の改正を行い、同年、安全保障会議と閣議において、弾道

ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。

現在までに、イージス艦¹4隻への弾道ミサイル対処能力の付与に加え、ペトリオットPAC-3²の発射試験が成功するなど、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の多層防衛体制の整備は着実に進展している。

(図表Ⅲ-1-2-7 参照)

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) BMDシステムの整備の概要

ア 基本的考え方

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム(JADGE)により、連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。この体制を確立するた

図表 Ⅲ-1-2-7 わが国のBMD整備への取組の変遷

95年(平成7)	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」および「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
98年(平成10)	北朝鮮が日本上空を越える弾道ミサイルを発射 海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛(BMD)に係わる日米共同技術研究」について安全保障会議および閣議了承
99年(平成11)	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした4つの主要構成品に関する共同研究開始
00年(平成12)	「中期防衛力整備計画(平成13年度～平成17年度)」を安全保障会議および閣議で決定し、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性などについて検討の上、必要な措置を講ずることを決定
02年(平成14)	米国がBMDの初期配備を決定
03年(平成15)	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安全保障会議および閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
04年(平成16)	防衛大綱および中期防を安全保障会議および閣議で決定し、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立するための整備を引き続き行うとともに、共同技術研究の開発への移行について検討の上、必要な措置を講ずることを決定
05年(平成17)	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安全保障会議および閣議で決定
06年(平成18)	北朝鮮が日本海に向け7発の弾道ミサイルを発射
07年(平成19)	・ペトリオットPAC-3の部隊配備開始 ・イージス艦「こんごう」がSM-3発射試験実施
08年(平成20)	・ペトリオットPAC-3発射試験実施 ・イージス艦「ちょうかい」がSM-3発射試験実施
09年(平成21)	・北朝鮮が4月に日本上空を越えるミサイルを1発、7月に日本海に向け7発の弾道ミサイルを発射 ・初めて弾道ミサイル破壊措置命令を発令 ・ペトリオットPAC-3発射試験実施 ・イージス艦「みょうこう」がSM-3発射試験実施
10年(平成22)	・ペトリオットPAC-3の部隊配備完了 ・イージス艦「さりしま」がSM-3発射試験実施(イージス艦計4隻のBMD改修終了)
11年(平成23)	・FPS-5の配備完了(計4基)
12年(平成24)	・北朝鮮が4月に「人工衛星」と称するミサイルを発射 ・弾道ミサイル破壊措置命令を発令

1 目標の搜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇をいう。

2 ペトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

(図表Ⅲ-1-2-8参照)

ミッドコース段階
ロケットエンジンの燃焼が終了し、慣性運動によって宇宙空間(大気圏外)を飛行している段階

ブースト段階
発射後ロケットエンジンが燃焼し、加速している段階

各種センサーによる探知・追尾(地上配備型レーダー・イージス艦)

イージスBMDによる上層(大気圏外)での迎撃

ペトリオットPAC-3による下層(大気圏再突入後)での迎撃

ターミナル段階
大気圏に再突入して着弾するまでの段階

弾道ミサイル

海上自衛隊 海上構成部隊

イージス艦(既存艦の改修+ミサイルの取得)

航空自衛隊 警戒管制部隊

地上配備型レーダー(FPS-3(能力向上型)・FPS-5)

イージスBMD 防護地域

防護地域

航空自衛隊 自動警戒管制システム(JADGE)などの指揮統制・戦闘管理・通信システム

BMD統合任務部隊指揮官

A large naval gun is shown firing a shell. A massive, bright orange and yellow plume of fire and smoke erupts from the barrel, rising high into the sky. The gun itself is dark and metallic, mounted on a ship's deck. The background is a clear blue sky.

184



平成23年度末、与座岳分屯基地(沖縄)に配備されたFPS-5警戒管制レーダー

上型)(整備済み)を、JADGEなどの各種指揮統制・戦闘管理・通信システムで接続したシステムとして構築することを当面の目標としている。

(2) 将来の能力向上

依然として弾道ミサイル技術の拡散は進展しており、弾道ミサイルが将来的に迎撃回避能力を備えたものになっていく可能性は否定できない。また、従来型の弾道ミサイルに対しても、防護できる範囲の拡大や迎撃確率を向上することなどが求められ、迎撃ミサイルの運動性能の向上などを図り、BMDシステムの効率性・信頼性の向上に取り組んでいくことが必要である。

このような観点から99(同11)年から行ってきた日米共同技術研究で得られた研究成果を踏まえ、06(同18)年から能力向上型迎撃ミサイルにかかわる日米共同開発を開始するなど将来の能力向上に努めている。

(図表Ⅲ-1-2-9・10参照)

2 法制・運用面の整備

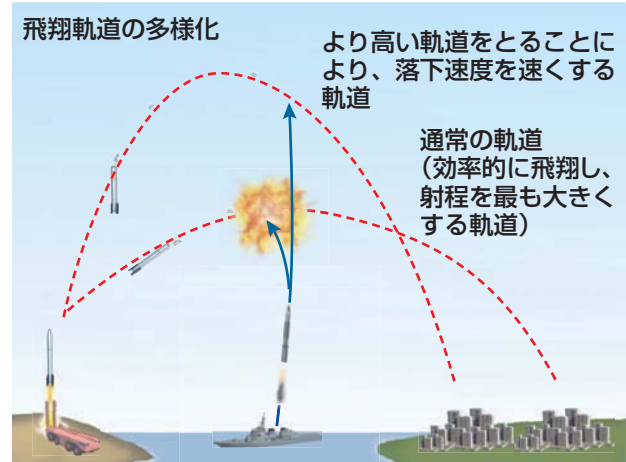
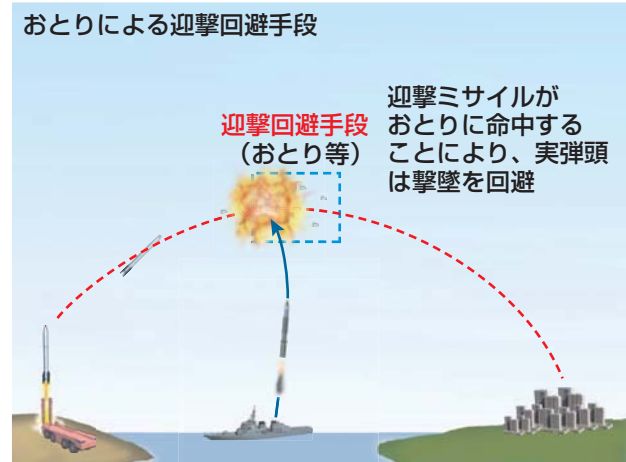
(1) 弾道ミサイル対処に関する法的枠組

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなど⁷が飛来した場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する。

一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されていないときには、①迅速かつ適切な対処を行うこと、②文民統制を確保することを十分考慮

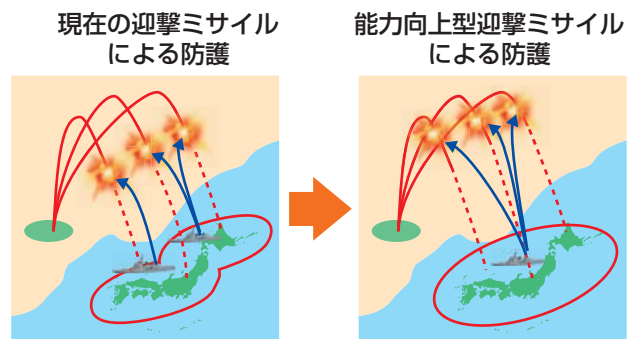
図表 Ⅲ-1-2-9

将来出現が予想される弾道ミサイルの迎撃回避手段



図表 Ⅲ-1-2-10

BMDミサイルの将来の能力向上による防護範囲の拡大(イメージ図)



⁷ 弾道ミサイルその他その落下により、人命または財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。

し、以下の措置をとることができる。

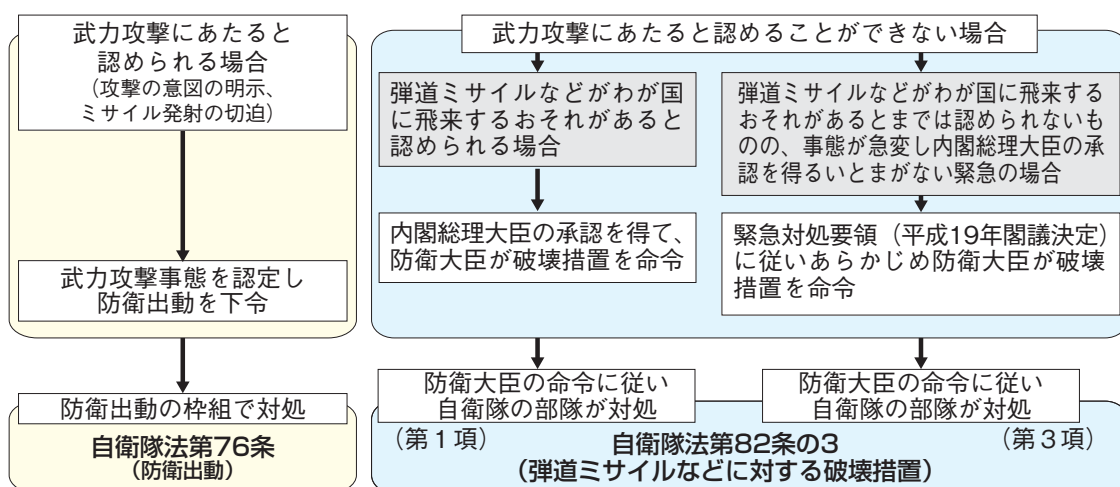
ア 防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて飛来したときには同ミサイルを破壊する措置をとるべき旨を命ずる⁸。

イ また、上記の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合や、事故や誤射による場合などの

ように、事態が急変し、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得る時間がないことが考えられる。防衛大臣は、このような場合に備え、平素から緊急対処要領を作成して内閣総理大臣の承認を受けておくことができる。そして、防衛大臣は、この緊急対処要領に従い、一定の期間を定めた上で、あらかじめ自衛隊の部隊に対し、実際に弾道ミサイルなどがわが国に向けて飛来したときには同ミサイルの破壊措置をとるべき旨を命令しておくことができる。(図表Ⅲ-1-2-11参照)

参照 資料22・23・28

図表 Ⅲ-1-2-11 弾道ミサイルなどへの対処の流れ



(2) 文民統制の確保の考え方

弾道ミサイルなどへの対応については、飛来のおそれの有無について、具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価し、政府として判断する必要がある。また、自衛隊による破壊措置だけではなく、警報や避難などの国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊急時に備えた態勢強化など、政府全体として対応することが必要である。

このような事柄の重要性および政府全体としての対応の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認(閣議決定)と防衛大臣の命令を要件とし、内閣および防衛大臣がその責任を十分果たせるようにしている。さらに、国会報告を法律に規定し、国会の関与についても明確にしている。

(3) 運用面の取組

ア 統合運用による弾道ミサイルなどへの対処

飛来する弾道ミサイルなどに対しては、「BMD統合任務部隊」が編成されている場合は、空自航空総隊司令官を指揮官とし、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢をとる。

また、万一着弾した弾道ミサイルによる被害については、陸自が中心となって対処する。

イ 弾道ミサイル攻撃対処のための日米の協力

BMDシステムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国とのさらなる協力が必要である。このため、05(同17)年、06(同18)年および07(同19)年の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、関連措置

⁸ 自衛隊の具体的な動きの一例としては、弾道ミサイルなどの飛来に備え、防衛大臣の当該命令を受けて、弾道ミサイルなど対処のための空自のペトリオットPAC-3や海自のイージス艦を展開し、弾道ミサイルなどが飛来してきた場合に、先に下された大臣の命令に基づきこれを破壊する。

が合意された。

また、07(同19)年11月の日米防衛相会談においても、日米両国のBMDシステムの整備が進む中、今後、運用面に焦点をあてて協力を進めていくことで一致した。

なお、訓練などによる日米対処能力の維持・向上、検証なども積極的に行われており、12(同24)年2月には、昨年に引き続き日米艦艇をネットワークで接続して、弾道ミサイル対処にかかるシミュレーションを行うBMD特別訓練を行い、弾道ミサイル対処に関する戦術技量の向上と日米艦隊間の連携の強化を図った。

参照 2章2節

3 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

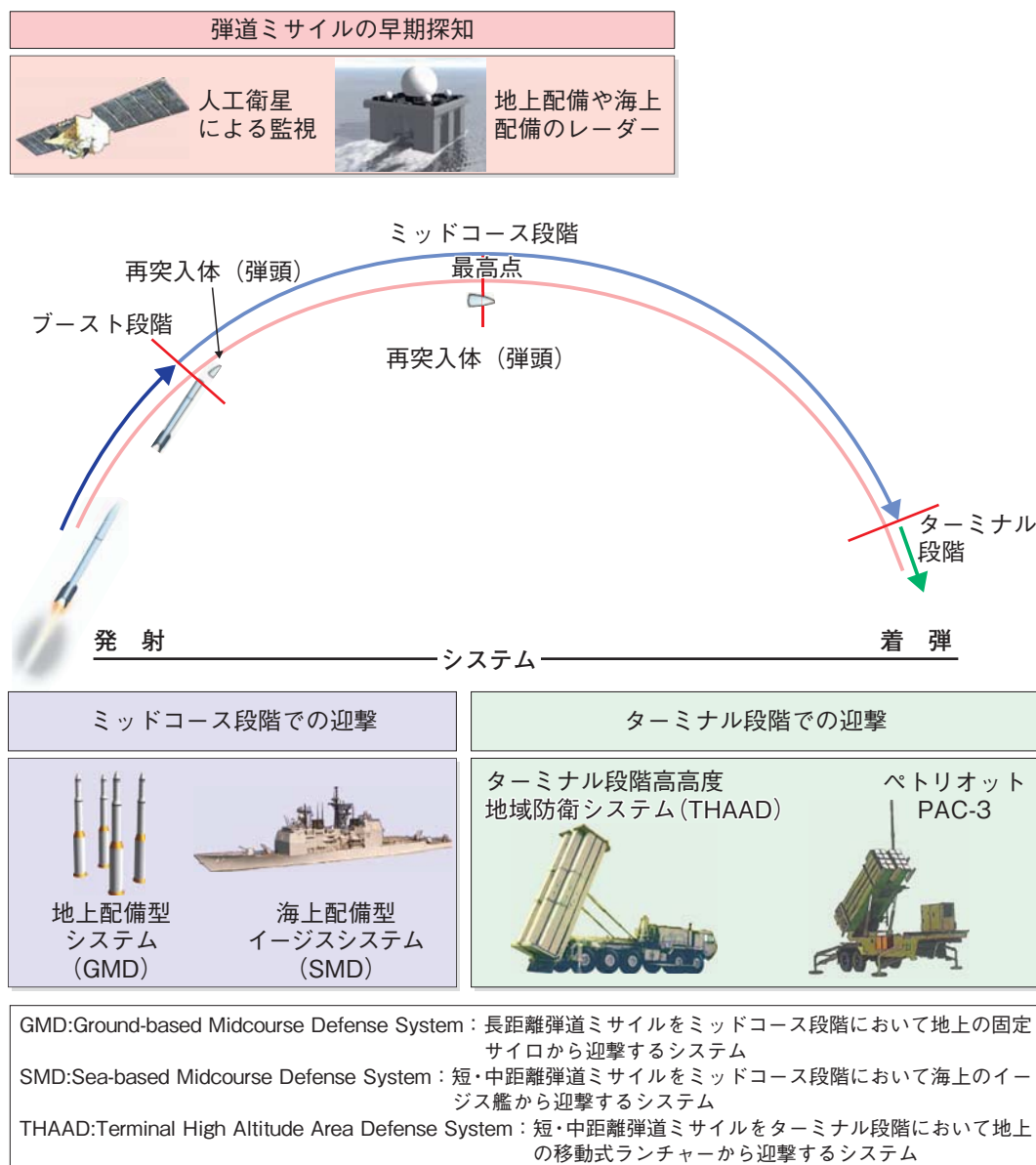
(1)米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路である①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階のそれぞれの段階に適した迎撃システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムの構築を目指しており、可能なものから早期に配備することとしている。

(図表Ⅲ-1-2-12参照)

日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部

図表 Ⅲ-1-2-12 米国の弾道ミサイルに対する多層防衛構想の例



が、わが国に段階的に配備されている。

具体的には、06(同18)年6月、空自車力分屯基地(青森県)に、BMD用移動式レーダーを配備した⁹。また、同年12月以降、BMD能力搭載イージス艦が、わが国およびその周辺に前方展開している。さらに、同年10月には沖縄県の嘉手納飛行場などにペトリオットPAC-3を、07(同19)年10月には青森県の三沢飛行場に統合戦術地上ステーション(JTAGS)¹⁰を配備した。

このように、米国のミサイル防衛システムの一部がわが国に配備されることは、わが国国民の安全の確保にもつながるものである。

(2)弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発など

98(同10)年、政府は、平成11年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手することを決定した。

この共同技術研究は、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭に置き、日米が共同して技術研究を行うもので

あり、迎撃ミサイルの主要な4つの構成品¹¹に関する設計、試作および必要な試験を行った。

日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05(同17)年12月の安全保障会議および閣議において、この成果を、能力向上型迎撃ミサイル開発の技術的基盤として活用し、共同開発へ移行することを決定し、06(同18)年6月より、日米で共同開発を行っている。この日米共同開発は、22大綱および23中期防においても引き続き推進することとしている。

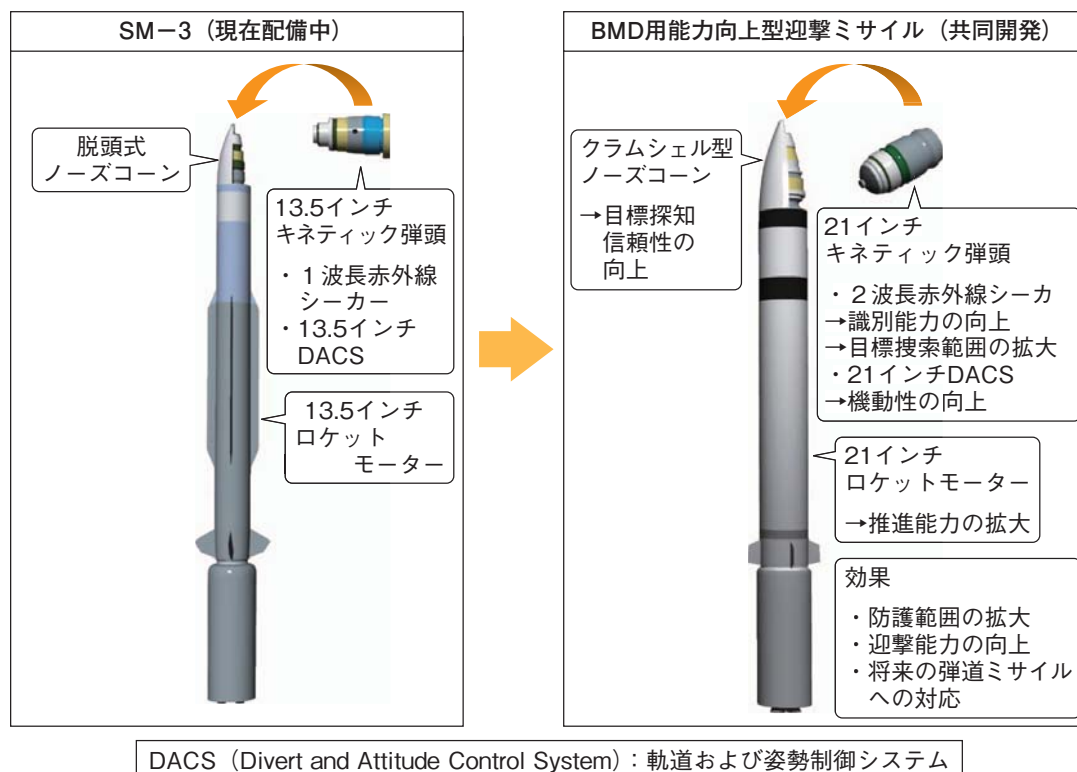
また、11(同23)年9月には、防護範囲の拡大や将来脅威(図表Ⅲ-1-2-9参照)への対処といった開発目標をより確実に達成するため、開発終了予定を当初の平成26年度から2年程度延長することとした。

平成24年度においてはシステム・シミュレーション試験を行うとともに、発射試験のための準備作業などを行う。

(図表Ⅲ-1-2-13参照)

参照 資料29

図表 Ⅲ-1-2-13 能力向上型迎撃ミサイル日米共同開発の概要



⁹ レーダーは、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

¹⁰ 弾道ミサイル情報処理システムの一つ

¹¹ ノーズコーン、第2段ロケットモーター、キネティック弾頭、赤外線シーカーをいう。

(3) 武器輸出三原則等との関係

より将来的な能力向上を目指したBMDに関する日米共同開発に関しては、開発の一環として、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04(同16)年12月の官房長官談話において、BMDシステムに関する案件については、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないとされ、05(同17)年12月の共同開発への移行決定にあたり、米国への供与が必要となる武器については、武器の供与の枠組を今後米国と調整することとされた。

06(同18)年6月には、米国に対する武器および武器技術の供与に関する書簡の交換(「対米武器・武器技術供与交換公文」)が行われ、わが国の事前同意のない第三国移転を禁止するなどの厳格な管理のもとに武器および武器技術を提供する枠組が合意された。

また、11(同23)年1月の日米防衛相会談では、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックIIA)の生産・配備段階への移行に備え、SM-3ブロックIIAの第三国移転などについての検討を開始することとされた。

このような経緯を踏まえてSM-3ブロックIIAの第三国移転について検討を行った結果、国際紛争などを助長することを回避するという平和国家としての基本理念を堅持できるものとして、わが国の安全保障や国際の平和および安定に資する場合であって、かつ、当該第三国がSM-3ブロックIIAのさらなる移転を防ぐための十分な政策を有しているときには、「対米武器・武器技術供与交換公文」に従い、第三国移転の事前同意を付与し得るとわが国として判断し、同年6月21日の日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表においてその旨を発表した。

参照 資料20・29

4 北朝鮮によるミサイル発射事案等への対応

09(同21)年3月12日、国際海事機関(IMO)から、北朝鮮当局から「試験通信衛星」打ち上げのための事前通報があった旨の連絡が入った。

政府は、北朝鮮の行動が国連安保理決議第1695号および第1718号に違反することなどから、北朝鮮当局に対し発射の中止を求める旨表明するとともに、同年3月27日の安全保障会議において北朝鮮からのミサイル発射への対応方針を確認した。

また、防衛大臣は、自衛隊法第82条の2(当時。現在は第82条の3)第3項に基づく「弾道ミサイル等に対する破壊措置命令」を発出した。自衛隊は、BMD統合任務部隊を編成し、スタンダード・ミサイルSM-3搭載イージス護衛艦2隻(「こんごう」および「ちようかい」)を日本海中部へ、ペトリオットPAC-3部隊を東北地方(岩手県および秋田県)や首都圏(埼玉県、千葉県および東京都)に所在する自衛隊の駐屯地などに展開させ、わが国領域への落下に対する備えを行った。

同年4月5日午前11時30分、北朝鮮から東の方向にミサイル1発が発射され、同11時37分頃には東北地方から太平洋に通過したものと推定された。

このミサイル発射に対して、防衛省・自衛隊は、早期警戒情報¹²(SEW)や自衛隊の各種レーダーにより得た情報を官邸などへ迅速に伝達¹³した。また、航空機により、東北地方の被害の有無を確認するための情報収集を実施した。

同年4月6日、防衛大臣は、「弾道ミサイル等に対する破壊措置の終結に関する命令」を発出し、部隊を撤収させた。同年5月15日、北朝鮮が発射したミサイルに関して行った総合的・専門的分析の内容を公表¹⁴した。

12(同24)年3月19日、IMOから、北朝鮮当局から「地球観測衛星」打ち上げのための事前通報があった旨の正式な通報があった。同通報によれば、北朝鮮当局は、4月12日から同月16日までの毎日午前7時から12時まで(日本時間)、

12 わが国の方向へ発射される弾道ミサイル等に関するデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報であり、具体的には、発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などが伝達される。自衛隊は、日米安全保障体制の下で、従来から、米軍との間で種々の情報交換を行っているところであり、その一環として早期警戒情報を受領しているもの(96(平成8)年4月から受領開始)。その性質上、精度などに限界があることは否定できないが、わが国の方向へ発射される弾道ミサイル等に関するいわば「第一報」として、有益な情報であると考えている。

13 実際の発射の前日には、防衛省・自衛隊の情報伝達の不手際により、発射に関する誤報事案が生じた。実際の発射に際しては、早期警戒情報の有無を統合幕僚長を含めた複数の者で確認するなどして、情報収集や伝達を適切に行った。

<<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/bmd/20090515-1.html>> 参照

14 北朝鮮によるミサイル発射について<<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/bmd/20090515.html>> 参照

韓国南部の全羅道^{チヨルラド}の西方沖合およびフィリピンのルソン島の東方沖合に落下海域を設定したとのことであった。

このような状況を踏まえ、3月27日、防衛大臣が「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の準備に関する命令」を発出し、準備を開始するとともに、政府は、同月30日の安全保障会議において北朝鮮からの「人工衛星」と称するミサイル発射への対応方針を確認した。また、同日、防衛大臣が自衛隊法第82条の3第3項等に基づく「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施に関する命令」を発出し、SM-3搭載イージス艦を日本海および東シナ海に、ペトリオットPAC-3部隊を沖縄県内の各島や首都圏にそれぞれ展開させるとともに、万が一の落下による被害に迅速に対処する

ため、所要の部隊を南西諸島に派遣するなどの対応をとった。

4月13日午前7時40分頃、防衛省・自衛隊は北朝鮮西岸からの何らかの飛翔体の発射に関する早期警戒情報の受信を確認した。その後、当該発射について、北朝鮮が「人工衛星」と称するミサイルを発射したものであると判断した。当該ミサイルは、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海に落下したため、発射は失敗したと考えられる。

同日夕刻、防衛大臣が「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の終結に関する命令」を発出し、速やかに部隊を撤収させた¹⁵。



石垣島に展開するためのペトリオットPAC-3を輸送する輸送艦



破壊措置命令を受けて出港するイージス艦



万が一の落下による被害に迅速に対処するため
石垣島に展開した陸自部隊



破壊措置命令を受けて石垣島に展開したペトリオットPAC-3

15 防衛省から官邸への情報伝達と、官邸から国民への情報発信については、「北朝鮮ミサイル発射事案に係る政府危機管理対応検証チーム」において検証を行った（<<http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2012/pdf/0426houkokusho.pdf>>を参照）。防衛省における対応の検証については、<<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2012/06/15b.html>>を参照

6 複合事態への対応

これまで述べた各種事態は連続的または同時に生起する可能性があり、より複雑な対応が求められる。これらの複数の事態に応じ実効的な対応を行うため、東日本大震災

の教訓などを踏まえ、統幕の機能強化など、必要事項の検討を行っている。

(図表Ⅲ-1-2-14参照)

図表 Ⅲ-1-2-14 複合事態への対応イメージ



7 大規模・特殊災害などへの対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、国内のどの地域においても、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送といった、様々な活動を行っている。特に、11(平成23)年3月の東日本大震災では、大規模震災災害派遣および原子力災害派遣において、最大時10万人を超す隊員が対応している。

1 災害派遣などの概要

(1) 災害派遣などの種類と枠組

ア 災害派遣

災害派遣は、都道府県知事からの要請により行うことを原則としている¹。これは、都道府県知事が、区域内の災害の状況を全般的に掌握し、消防、警察といった都道府県

¹ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長および空港事務所長も災害派遣を要請できる。

や市町村の災害救助能力などを考慮した上で、自衛隊の派遣の要否、活動内容などを判断するのが最適との考えによるものである。

市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。都道府県知事への要求ができない場合には、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。

市町村長から通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、災害の状況に照らし特に緊急を要し、要請を待つ余裕がないと認められるときは、部隊などを派遣することができる。

防衛大臣またはその指定する者は、特に緊急を要し、要

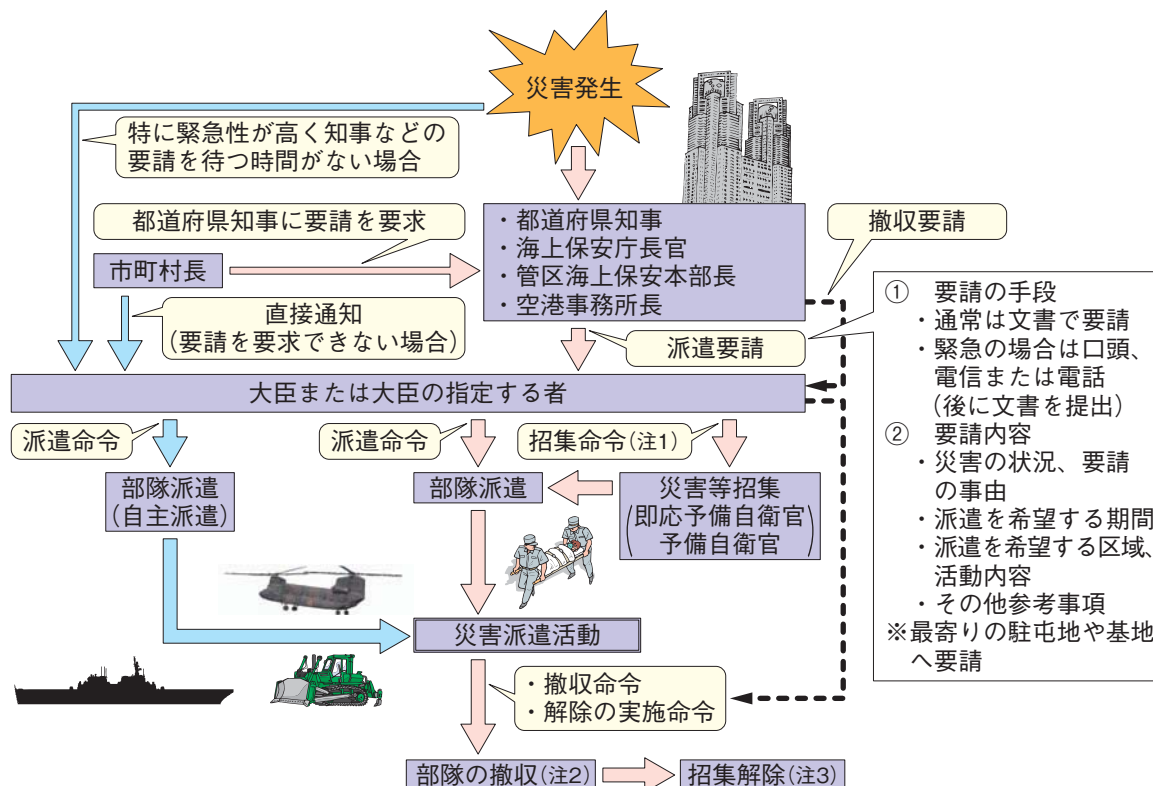
請を待ついとまがないと認められるときは、要請がなくても、例外的に部隊などを派遣することができる(自主派遣)。この自主派遣をより実効性のあるものとするため、95(同7)年に防災業務計画²を修正し、部隊などの長が自主派遣をする基準³を定めた。

(図表Ⅲ-1-2-15参照)

イ 地震防災派遣

大規模地震対策特別措置法⁴に基づく警戒宣言⁵が出されたときには、防衛大臣は、地震災害警戒本部長(内閣総理大臣)の要請に基づき、地震発生前でも部隊などに地震防災派遣を命じることができる。

図表 Ⅲ-1-2-15 要請から派遣、撤収までの流れ



(注1) 即応予備自衛官および予備自衛官の招集は、必要により行う。

(注2) 部隊をまとめて引き上げること

(注3) 即応予備自衛官、予備自衛官の招集を解除すること

2 防衛省防災業務計画<<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/bousai.html>>参照

3 ①関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合、②都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合、③人命救助に関する救援活動の場合などのほか、部隊などの長は、防衛省の施設やその近傍に火災などの災害が発生した場合、部隊などを派遣することができる。

4 <<http://www.bousai.go.jp/jishin/law/014-1.html>>参照

5 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

ウ 原子力災害派遣

原子力災害対策特別措置法⁶に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、防衛大臣は、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)の要請に基づき、部隊などに原子力災害派遣を命じることができる。

(2) 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

自衛隊法などにおいては、災害派遣、地震防災派遣または原子力災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官が効果的に活動するための措置などの権限が定められている。

参照 資料22

(3) 災害に対する初動対処態勢

阪神・淡路大震災の教訓から、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うため、図表Ⅲ-1-2-16に示す初動態勢を整えている。



現地の情報を収集するRF-4E偵察機

図表 Ⅲ-1-2-16 災害派遣などにおける待機態勢(基準)

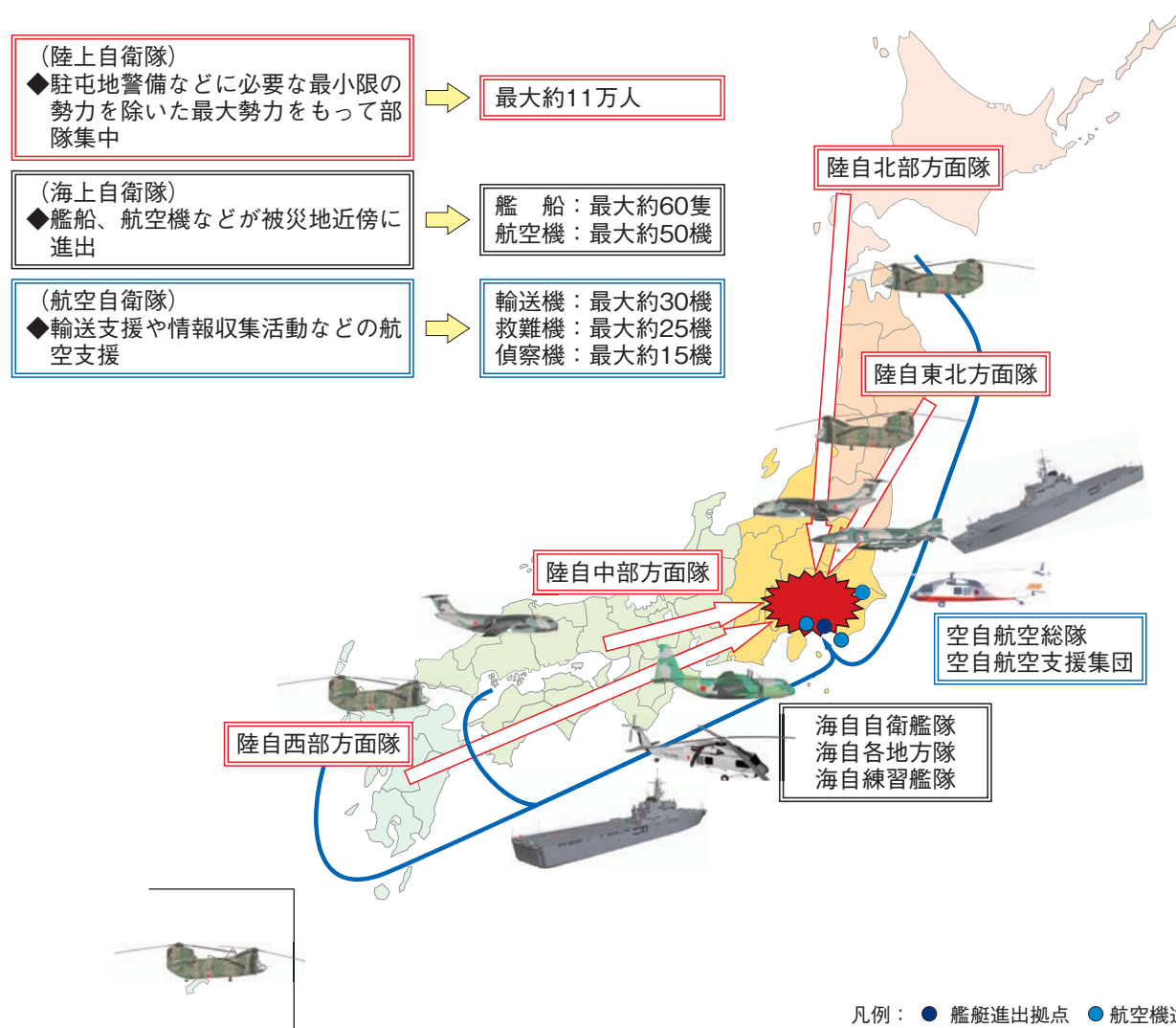


6 <<http://www.bousai.go.jp/jishin/law/002-1.html>>参照

自衛隊は、中央防災会議において検討されている大規模地震に対応するため、各種の大規模地震対処計画を策定している。たとえば、「首都直下地震対処計画」では、政治、行政、経済の首都中枢機能障害とあいまって、甚大な人的・物的被害の発生のおそれがあることから、各自衛隊が協同し、組織的に対処することとしている。この場合、予備自衛官などを招集して最大約11万人、艦艇最大約60隻および航空機最大約120機を運用する。なお、「東海地震」および「東南海・南海地震」に対しても同規模程度の対処計画

を策定している。東海地震と東南海地震・南海地震が連動して発生した場合(三連動地震)については、政府としてもその対策を検討する必要があることから、内閣府において開催されている「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフ沿いで発生する巨大地震による震度分布・津波高について、12(同24)年3月31日に第一次報告がなされた。防衛省・自衛隊としても、中央防災会議における議論を受け、必要な検討に入ることにしている。(図表Ⅲ-1-2-17参照)

図表 Ⅲ-1-2-17 首都直下型震災発生の際の対処(一例)





コラム

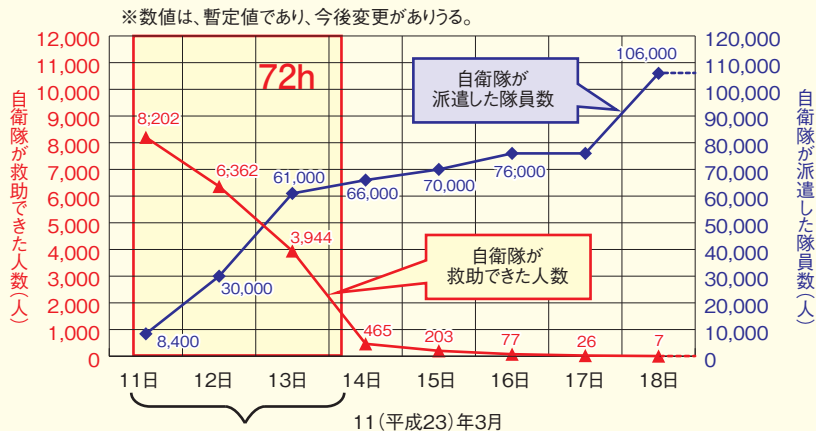
VOICE

解説

Q&A

人命救助における初動(72時間以内)の重要性

東日本大震災において自衛隊が救助できた人数と派遣隊員数



発災から72hが人命救助においてきわめて重要

例えば、陸自は、何時・何処でどのような事態が発生しても迅速に初動対応できるよう、地域の特性に応じて全国に158の駐・分屯地(駐屯地131、分屯地27)を配置している。それらを基盤として、災害派遣など各種事態に対応するため、方面隊毎、実動部隊を速やかに派遣できるように待機させている。

こうした待機の態勢などにより東日本大震災においては、地震発生当日から約8,400人の態勢を動員し活動を行うなど、大規模かつ迅速な初動対応を行った。

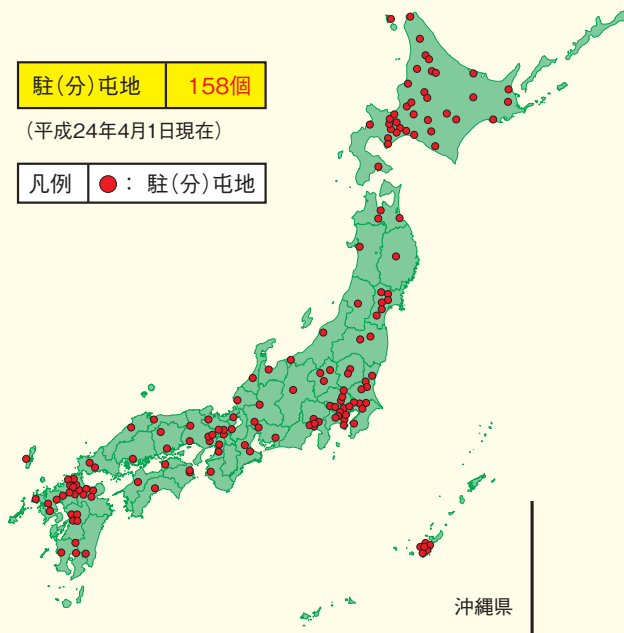


人命救助を行う陸自隊員

グラフは、東日本大震災における人命救助者数の推移を表したものである。救助できた人数は、時間と共に低下していき、概ね発災から72時間が経過した段階で、大きく減少していることが分かる。つまり、発災直後、いかに迅速かつ大規模な人員を人命救助活動に投入できるかで、活動の成否が分かれるといえる。

こうしたことから、平素から地域に密着し、住民と共にある自衛隊が迅速に初動対応できる態勢を保持することが必要である。

駐(分)屯地	158個
(平成24年4月1日現在)	
凡例	●: 駐(分)屯地



平素から地域に配置した部隊により迅速に初動対応できる態勢を保持

2 災害への対応

(1) 救急患者の輸送

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの救急患者を航空機で緊急輸送している(急患輸送)。平成23年度の災害派遣総数586件のうち、444件が急患輸送であり、南西諸島(沖縄県、鹿児島県)、五島列島(長崎県)、伊豆諸島、小笠原諸島(東京都)などへの派遣が大半を占めている。

また、他機関の航空機では航続距離が短いなどの理由で対応できない本土から遠く離れた海域で航行している船舶からの急患輸送や機動衛生ユニットを用いて重症患者をC-130輸送機にて搬送する広域医療搬送も行っている。



対馬で発生した急患を輸送する空自CH-47



硫黄島沖で火災を起こした台湾漁船の船員12名を救助する海自UH-60J

(2) 消火支援

平成23年度の消火支援件数は、60件であり、急患輸送に

次ぐ件数となっている。

その内訳は、自衛隊の施設近傍の火災への対応が最も多く、平成23年度は54件であった。また、山林などの消火が難しい場所では、都道府県知事からの災害派遣要請を受けて空中消火活動も行っている。

(図表Ⅲ-1-2-18参照)

参照 資料30

図表 Ⅲ-1-2-18

災害派遣の実績(平成23年度)

区分	件数	のべ人員	のべ車両 (両)	のべ航空機 (機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・地震等	7	35,382	11,595	201	0
急患輸送	444	2,290	5	483	0
捜索救助	31	2,995	390	90	2
消火支援	60	2,066	164	85	0
その他	44	761	23	109	0
合計	586	43,494	12,177	968	2

(注) 上記実績は、東日本大震災の活動実績を除く。

(3) 自然災害への対応

11(同23)年9月、台風第12号の影響により、紀伊半島において土砂崩れや断水などが発生した。そのため、同月3日から4日にかけて、和歌山県、三重県および奈良県の各県知事から人命救助などにかかる災害派遣要請がなされた。和歌山県では、第37普通科連隊を主力として、新宮市、田辺市、那智勝浦町および日高川町において、孤立者救助、行方不明者捜索、給水支援などを行い、同月29日に和歌山県知事より撤収要請がなされた。三重県では、第33普通科連隊を主力として、紀宝町において給水支援および物資輸送を行い、同月14日に三重県知事より撤収要請がなされた。奈良県では、陸自第4施設団を主力として、五條市および十津川村において、給水支援、物資輸送および道路啓開を実施し、10月14日に奈良県知事より撤収の要請がなされた。その間、陸自中部方面航空隊などが、紀伊半島において航空機による捜索活動および物資輸送を行った。この災害派遣での派遣規模は、人員のべ31,093名、車両のべ10,479両、航空機のべ170機となった。

また、台風第12号と同月に発生した台風第15号の影響により、同月20日から22日にかけて、愛知県、宮城県および福島県の各県知事から人命救助などにかかる災害派遣の要

請がなされた。愛知県では、第35普通科連隊および空自第1輸送航空隊を主力として、名古屋市および春日井市で人命救助や土のう積みなどの水防活動を行った。宮城県松島町では第22普通科連隊が、福島県郡山市では第6特科連隊が、大雨により孤立した住民の救助活動を行った。この災害派遣での派遣規模は人員のべ935名、車両のべ111両となった。

12(同24)年1月中旬から2月上旬にかけて、大雪被害が発生し、北海道、青森県および滋賀県の各道県知事から除雪支援などにかかる災害派遣要請がなされた。北海道では、1月17日から同月22日にかけて、岩見沢市および三笠市、2月14日から16日にかけて三笠市の市道などの除排雪支援のため、陸自第12施設群が災害派遣活動を行った。青森県では、2月2日に横浜町の国道において吹雪による立ち往生車両が発生し、立ち往生車両内の安否確認、国道の状況確認およびヘリによる情報収集活動のため、海自大湊地方隊および第25航空隊が災害派遣活動を行った。滋賀県では、2月2日から同月3日にかけて、高島市山間部の生活道路の除雪支援のため、第3戦車大隊および第10戦車大隊などが災害派遣活動を行った。



台風12号への対応にかかる災害派遣において
行方不明者を捜索する陸自隊員

3 災害対処への平素からの取組

(1) 災害対処への平素からの取組

自衛隊は、大規模災害を含む各種の災害に迅速かつ的確に対応するため災害派遣計画を策定するとともに、「自衛隊統合防災演習」をはじめとする各種防災訓練を行い、ま

た地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加している。

平成23年度は、東日本大震災から得られた災害対応に関する多くの課題などを防災訓練に積極的に取り入れ、大規模地震などの事態に際し、迅速かつ的確に災害派遣などを行うための能力を維持・向上することを目的として、各種防災訓練を行った。具体的には、①政府主催により官邸で行われた「防災の日」政府本部運営訓練(首都直下地震対処訓練)への参加、②防衛省災害対策本部運営訓練(首都直下地震対処訓練)の実施、③九都県市合同防災訓練と連携した訓練への参加、④静岡県総合防災訓練と連携した訓練への参加、⑤地方公共団体などの行う総合防災訓練への参加がある。

そのほか、防衛省は、東日本大震災への対応などを踏まえ、11(同23)年6月、民間通信事業者と災害対処時における自衛隊に対する現地の部隊活動用の臨時回線の敷設、携帯電話・衛星電話の提供などについて協定を締結⁷した。



石垣市において実施された沖縄県総合防災訓練に参加する
陸自隊員

(2) 地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、地方公共団体などとの平素から連携の強化も重要である。

このため、自衛隊は、各種防災訓練への参加、連絡体制の充実や防災計画の整合など地方公共団体との連携の強化を進めている。

具体的には、①自衛隊地方協力本部においては、「国民

⁷ 平時における定期的な訓練・意見交換のほか、災害時における①被災情報、現地情報などの共有(ヘリコプターでの映像伝送含む)、②民間通信事業者から自衛隊に対する現地の部隊活動用の臨時回線の敷設、携帯電話・衛星電話の提供、③自衛隊から民間通信事業者に対する回線設備の復旧に必要な資器材、人員輸送などの提供について合意

保護・災害対策連絡調整官」を設置し、地方公共団体との平素からの連携の確保に努めている。

また、②東京都の防災担当部局に自衛官を出向させているほか、陸自中部方面総監部と兵庫県の間で事務官による相互交流を行っている。さらに、③地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。こうした形で地方公共団体の防災関連部門などに在職している退職自衛官は、12(同24)年4月末現在、全国45都道府県・134市区町村に227名である。地方公共団体などに、自衛隊員としての経験や知識を活かした人的協力を行うことは、地方公共団体との連携を強化する上できわめて効果的であり、東日本大震災においてその有効性が確認された。

参照 資料31

一方、防衛省・自衛隊としては、災害派遣時の活動がより効果的に行えるよう、地方公共団体においても、次のような取組がなされることが重要であると考えている。

- 集結地やヘリポートの確保
- 建物を識別するための標示
- 連絡調整のための施設の確保
- 資機材などの整備

8 本格的な侵略事態への備え

22大綱では、平素からわが国およびその周辺において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動(常統監視)による情報優越を確保するとともに、各種事態の展開に応じ、迅速かつシームレスに対応することとされている。大規模着上陸侵攻などのわが国の存立を脅かすような本格的な侵略事態については、生起する可能性が低いとの認識を示す一方、将来にわたってこのような事態が生起する可能性を全く否定することも適切ではないとの観点から、不確実な将来情勢の変化に対応するための必要最小限の備えを保持することとされているところである。

万が一、わが国に対する本格的な侵略事態に至った場合

(3) 各種災害への対応マニュアルの策定

様々な形で起こり得る災害に、より迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対応の基本を明確にして関係者の認識を統一しておくことが有効である。このため、00(同12)年11月、防衛庁(当時)・自衛隊は、災害の類型ごとの対応において留意すべき事項を取りまとめた各種災害への対応マニュアルを策定⁸し、関係機関、地方公共団体などに配布した。

(4) 原子力災害などへの対処

99(同11)年、茨城県東海村のウラン加工工場で発生した臨界事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法が制定され、これにともない、自衛隊法が一部改正された⁹。

東海村での臨界事故以降、経済産業省が主体となって00(同12)年から行っている原子力総合防災訓練では陸・海・空自が輸送支援、住民避難支援、空中と海上での放射線観測(モニタリング)支援などを行い、原子力災害に際しての各省庁や地方公共団体との連携要領を検討するなどの実効性の向上を図っている。

また、原子力災害のみならず、その他の特殊災害¹⁰に対処するため、NBC対処能力の向上を図っている。

には、統合運用体制のもと、自衛隊が有機的かつ一体的に行動し、迅速かつ効果的に対応することとなり、作戦目的に着目すると、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は、「日米防衛協力の指針」にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用をとまうような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

以下、自衛隊の典型的な作戦の概要について説明する。

参照 2章1節3、資料22・23

8 都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について
<<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/pdf/hyoushi02.pdf>> 参照

9 ①原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる。②原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる。③原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することなどができる。④原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる。

10 特殊災害は、テロや大量破壊兵器などによる攻撃によっても生じる可能性がある。

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相¹から、わが国に対する本格的な侵略が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は、幾度となく反復されると考えられる。

防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

防空のための作戦は、空自が主体となつて行う全般的な

防空と、陸・海・空自が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。全般的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢²を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

(図表Ⅲ-1-2-19参照)

(1) 侵入する航空機の発見

航空警戒管制部隊のレーダーや早期警戒管制機などにより、わが国周辺のほぼ全空域を常時監視し、侵入する航空機などをできる限り早く発見する。

図表 Ⅲ-1-2-19 防空のための作戦の一例



(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機

(注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

1 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。

2 空において相手航空戦力より優勢であり、相手から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

(2) 発見した航空機の識別

自動警戒管制システム(JADGE³)などにより、発見した航空機が敵か味方かを識別する。

(3) 敵の航空機に対する要撃・撃破など

発見した航空機が敵の航空機と識別された場合、航空警戒管制部隊により、地上または空中で待機する戦闘機や地对空ミサイル部隊に撃破すべき目標を割り当て、管制・誘導された戦闘機や地对空ミサイルで敵の航空機を撃破する。

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻

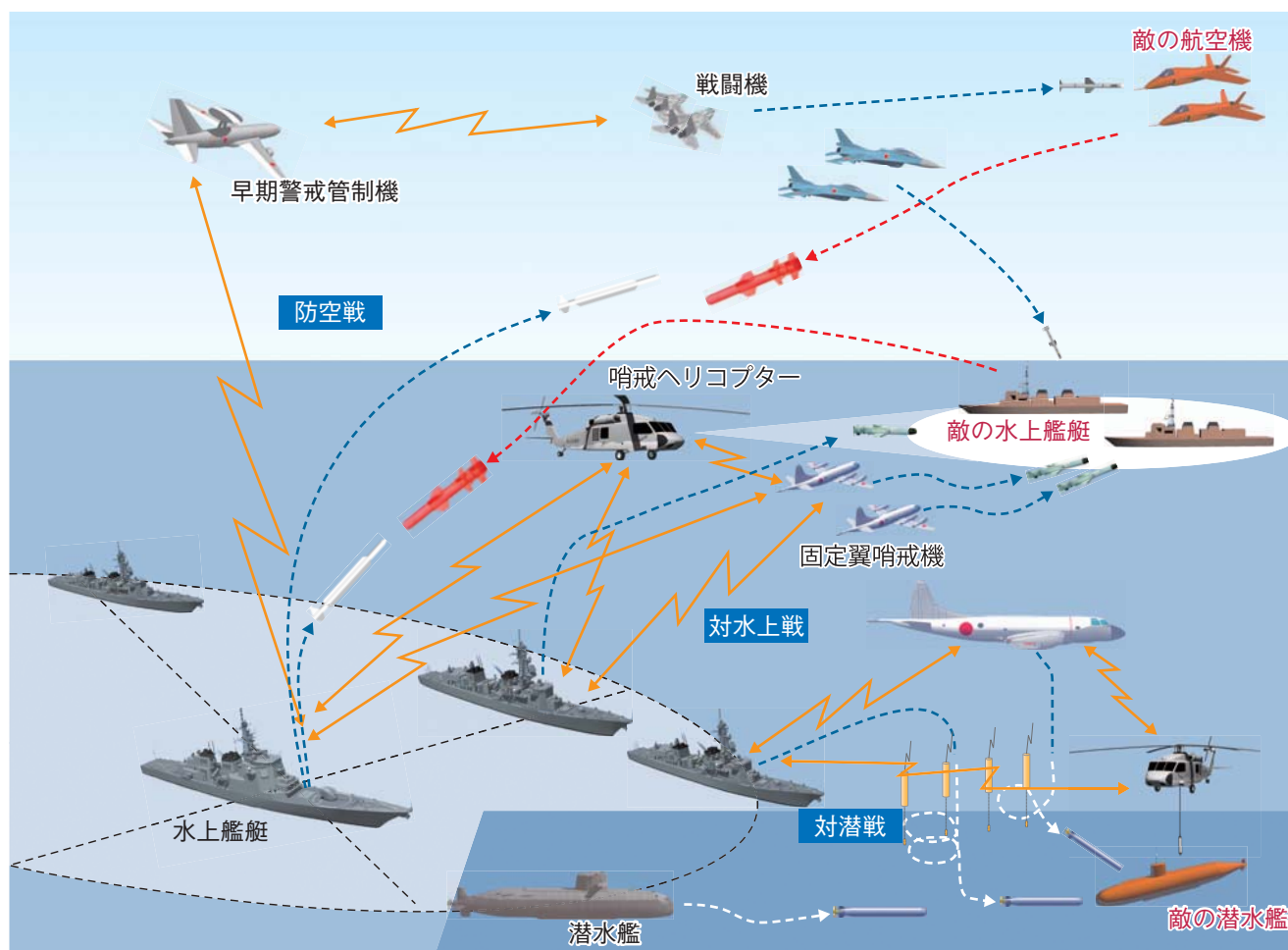
撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。

周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処および周辺海域の防空からなる。これら各種の作戦の成果を積み重ねて、敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛する。(図表Ⅲ-1-2-20参照)

(1) 洋上における対処

哨戒機による広い海域の哨戒や、主に護衛艦による船舶の航行海域などの哨戒を行う。わが国の船舶を攻撃しようとする敵の水上艦艇や潜水艦を発見した場合は、状況により戦闘機などの支援を受けつつ、護衛艦、潜水艦、哨戒機によりこれを撃破する(対水上戦、対潜戦)。

図表 Ⅲ-1-2-20 周辺海域の防衛のための作戦



3 指揮命令、航跡情報などを伝達・処理する自動化した全国規模の防空用システム

(2) 沿岸海域における対処

護衛艦、掃海艦艇、哨戒機、偵察機などにより主要な港湾周辺の哨戒を行い、敵の攻撃を早期に発見するとともに、主に護衛艦、潜水艦、哨戒機、戦闘機、地対艦ミサイルによりこれを撃破し(対水上戦、対潜戦)、船舶や沿岸海域の安全を確保する。

また、敵が機雷を敷設した場合には、掃海艦艇などによりこれを除去する(対機雷戦)。

(3) 主要な海峡における対処

護衛艦、哨戒機、偵察機などにより、主要な海峡の哨戒を行い、通過しようとする敵の水上艦艇や潜水艦を早期に発見するとともに、主に護衛艦、哨戒機、潜水艦、戦闘機、地対艦ミサイルにより撃破する(対水上戦、対潜戦)。状況により、掃海母艦、潜水艦、航空機などで、主要な海域に機雷を敷設する(機雷敷設戦)。

(4) 周辺海域の防空

周辺海域における艦艇の防空は護衛艦が行い(対空戦)、状況により戦闘機などの支援を受ける。

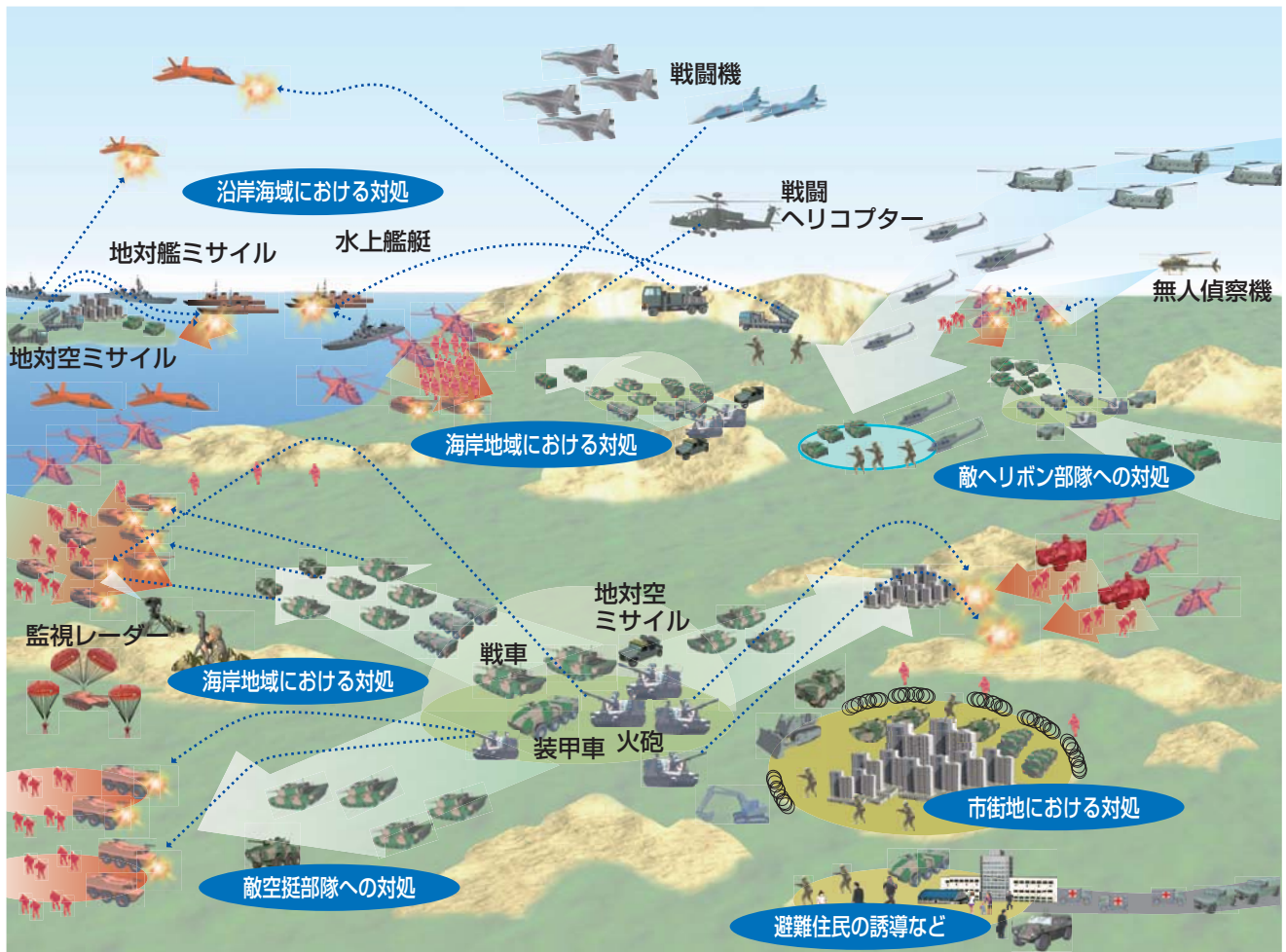
3 陸上の防衛のための作戦

島国であるわが国を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力を発揮するのが難しいという弱点がある。陸上の防衛のための作戦では、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点で対処し、これを早期に撃破することが必要である。

(図表Ⅲ-1-2-21参照)

図表 Ⅲ-1-2-21 陸上の防衛のための作戦の一例



(1) 沿岸海域における対処

護衛艦、潜水艦、哨戒機、戦闘機、地对艦ミサイルにより、地上部隊を輸送する敵の艦船をできる限り洋上で撃破することを通じてその兵力を消耗させ、その侵攻企図を断念させることに努める。

また、主に戦闘機や地对空ミサイルにより、地上部隊を輸送する敵の航空機を努めて空中で撃破する。

(2) 海岸地域における対処

掃海母艦などにより機雷を、水際地雷敷設置装置により水際地雷を敷設して、上陸する敵の行動を妨害・阻止する。

上陸を企図する敵の部隊に対しては、海岸付近に配置した戦車・対戦車・野戦特科火力⁴などを集中して水際で上陸を阻止する。敵が上陸した場合、野戦特科火力、対戦車ミサイルや戦車を主体とした機動打撃力⁵により、敵の侵入を阻止・撃破する。この間、戦闘機により同地域での戦闘を支援する。

敵の地上部隊の上陸と連携して行われる空挺攻撃⁶やヘリボン攻撃⁷に対しては、主に野戦特科火力と機動打撃力により、早期に撃破する。

また、地对空ミサイルをはじめとする対空火力を用いて対空戦(個別的な防空)を行う。



コラム

VOICE

解説

Q&A

陸上自衛隊のデジタル化について

陸自は、情報通信技術の革新に対応した将来の戦い方を目指し、平成19年度からC4ISR※1部隊実験を行っている。これまでの実験を通じて最新のC4ISR装備により、従来に比べ正確な情報の入手、迅速かつ柔軟な敵の無力化が可能となった。特に、UAV※2、UGV※3および火力戦闘指揮統制システムなどの活用により、広域・複合化する各種事態において情報の優越を確保し、常に主動性を保持した部隊運用が可能となることを確認した。さらに本実験では、サイバー攻撃にかかる技術の進歩にも対応しつつ、敵の指揮系統などを麻痺させ組織戦闘を機能的に分断することにより、戦力発揮を阻害する新たな戦い方を創造している。

また、本実験は、第2師団(旭川)をデジタル化部隊の先駆けとして進化・発展させることにより、本格的侵攻事態をはじめ島嶼部に対する攻撃の対応から大規模災害などへの対応まで、将来予想されるあらゆる事態に迅速かつ柔軟に対応し、統合運用の下でより実効性ある陸自を創造するための取組でもある。

- ※1 C4ISR：指揮(Command)、統制(Control)、通信(Communication)、コンピューター(Computer)、情報(Intelligence)、監視(Surveillance)、偵察(Reconnaissance)
- ※2 UAV：無人航空機(Unmanned Air Vehicle)
- ※3 UGV：無人地上車両(Unmanned Ground Vehicle)



火力戦闘指揮統制システムを活用する隊員

- 4 長射程・大口徑のりゅう弾砲やロケットを保有し、歩兵、軽装甲車両、施設などを目標として、それらを撃破したり行動を妨害するために使用する。
- 5 戦車、装甲車の突進により敵の攻撃を撃破するための行動
- 6 輸送機などに攻撃部隊が搭乗し、重要地形付近に降下した後、地上において攻撃を行うもの。特別に編成・装備・訓練された部隊が行い、長距離を迅速に空中移動できる攻撃要領
- 7 輸送ヘリコプターなどで攻撃部隊を重要地形付近に輸送した後、地上において攻撃を行うもの。空挺攻撃に比して、作戦準備が容易であり、軽易に運用できる攻撃要領

(3) 内陸部における対処

万一、敵地上部隊などを上陸または着陸前後に撃破できなかった場合、内陸部において、あらかじめ配置した部隊などにより、戦闘機による支援のもと、敵の侵攻を阻止する(持久作戦)。この間に、他の地域から可能な限りの部隊を集めて反撃に転じ、侵攻した敵地上部隊などを撃破する。

(4) 各段階を通じて実施する対処

これらの各段階を通じ、護衛艦、潜水艦、戦闘機、哨戒機などにより、敵の地上部隊増援のための艦船輸送の阻止や海上補給路の遮断に努めるとともに、作戦遂行に必要な防空、情報活動、部隊・補給品の輸送などを行う。

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生命線である。また、わが国に対する武力攻撃事態があった場合において、海上交通路は、わが

国生存と繁栄の基盤を確保するだけでなく、継戦能力を維持するための基盤やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。このため、海上交通の安全確保のための作戦は重要である。

海上交通の安全確保のための作戦は、わが国の周辺数百海里の海域において行う場合と航路帯⁸を設ける場合がある。

わが国の周辺数百海里の海域において行う場合には対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種の作戦を組み合わせて、哨戒、船舶の護衛、海峡・港湾の防備などを行い、海上交通の安全を確保する。

航路帯を設けて作戦を行う場合には、おおむね1,000海里程度の海域において航路を設定し、設定した航路を継続的に哨戒し、敵の水上艦艇、潜水艦などによる妨害を早期に発見してこれに対処するほか、状況により、わが国の船舶などを直接護衛する。

海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空は、護衛艦が行い(対空戦)、状況により、戦闘機などの支援を受ける。

9 その他の対応

1 自衛隊施設などの警護態勢の整備

(1) 自衛隊の施設などの警護出動

内閣総理大臣は、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域でテロが行われるおそれがあり、被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設または施設・区域の警護のために自衛隊の部隊などの出動(警護出動)を命ずることができる。

警護出動を命ぜられた部隊などの自衛官の職務の執行については、警察官職務執行法に基づく権限が一部準用¹されるほか、同法第7条を超える武器の使用権限なども規定されている。

参照 資料22・23

防衛省・自衛隊は、警護出動の実効性を確保するため、03(平成15)年以降、各地の在日米軍施設・区域において警護出動訓練を行っているほか、警察や海上保安庁との間で意見交換を行っている。

(2) 平素における自衛隊の施設警護のための武器の使用

国内の自衛隊の施設²を自衛官が職務上警護する際の武器使用権限が規定³されている。

⁸⁻⁸ 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。

⁹⁻¹ 犯罪の予防および制止、武器の使用が認められるほか、警察官がその場にはいない場合に限り、質問、避難等の措置、土地などへの立入が認められる。

² 自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備もしくは液体燃料を保管し、収容しもしくは整備するための施設設備、営舎または港湾もしくは飛行場にかかわる施設設備が所在するもの

³ 当該職務を遂行するためまたは自己もしくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、正当防衛または緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 在外邦人等の輸送態勢の整備

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際し、外務大臣から依頼があった場合、協議をした上で、在外邦人等の輸送を行うことができる。その際は、自衛隊などが、派遣先国の空港・港湾などで、在外公館から在外邦人を引き継ぎ、航空機・船舶まで安全に誘導することとなる。このため、陸自ではヘリコプター隊と誘導隊⁴の要員を、海自は輸送艦をはじめとする艦艇と航空部隊を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。

在外邦人等の輸送は、陸・海・空自の緊密な連携が必要となることから、輸送機や輸送艦などを用いた協同訓練を行っている。

また、防衛省は、毎年タイで行われている多国間共同訓練コブラ・ゴールドにおける在外邦人等の輸送訓練に、在タイ日本国大使館の協力を得て、同大使館職員およびその家族ならびに在タイ以外の在外日本大使館の職員ともに参

加している。こうした訓練を通じ、外務省との連携要領や海外における自衛隊の活動要領への習熟を深め、任務遂行のための能力向上に努めている。

なお、在外邦人等の輸送は、07(同19)年1月、本来任務と位置づけられた。

(図表Ⅲ-1-2-22参照)

参照 資料22・23



在外邦人等輸送訓練でKC-767空中給油・輸送機に乗込む人々

図表 Ⅲ-1-2-22 在外邦人などの輸送における下令手続およびイメージ



4 輸送部隊(自衛隊の航空機・艦艇)とともに派遣され、現地において在外邦人などの誘導・防護にあたる臨時に編成される部隊

3 周辺事態への対応

防衛省・自衛隊は、周辺事態に際して、周辺事態安全確保法や船舶検査活動法に定める後方地域支援としての物品・役務の提供や後方地域搜索救助活動、船舶検査活動を行うこととしている。

なお、こうした活動は、07(同19)年1月、本来任務と位置づけられた。

参照 2章1節2、資料22・23

4 新型インフルエンザへの対応

防衛省・自衛隊は、政府の新型インフルエンザ対策行動計画⁵に基づいた、新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に行うため、整備すべき体制、措置の内容などの方針を示すことを目的とした「防衛省新型インフルエンザ対策計画」⁶を策定している。

本計画では、基本方針として、①防衛省・自衛隊が平素から関係機関と密接に連携・協力すること、②新型インフルエンザが発生した場合においても主たる任務の遂行に万全を期すこと、③関係機関からの要請に応じ、自衛隊員の安全を確保した上で、新型インフルエンザ対策に関する活動を行うことをあげている。また、具体的な自衛隊の活動の例として、家きん⁷に対する防疫対策、在外邦人等の輸送、医官などによる検疫支援、救援物資などの輸送、防衛医科大学校病院や自衛隊病院での診断・治療などをあげている。

防衛省・自衛隊は、本計画を実効性あるものとするため、具体的な活動要領などの検討を進めている。こうした中、統幕は、09(同21)年8月、新型インフルエンザが発生した場合における各自衛隊の具体的な実施要領を提示し、各活動を迅速に行うことに資するため「自衛隊新型インフルエンザ対策実施要領」を策定した。また防衛省は、10(同22)年6月、新型インフルエンザが発生した場合において



船舶検査活動訓練で護衛艦に乗込む海自隊員

も機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、「防衛省新型インフルエンザ対応業務継続計画」⁸を策定した。

5 軍事情報の収集

各種事態で防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を事前に察知し、迅速・的確な情報の収集・分析・共有を行うことがより一層求められている。そのため、わが国の安全保障の観点からは、より広範で総合的な情報能力が必要となっている。

これらを踏まえ、防衛省・自衛隊では、情報収集手段の多様化を図るとともに、各種情報の総合的な分析・評価に努めている。情報収集活動の例としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②高分解能商用衛星画像データの収集・解析⁹、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公開情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報活動¹⁰などがあげられる。また、安全保障環境や技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力などを強化するため、人材の育成や各種情報収集器材・装置などの充実を図るとともに、情報能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制の充実を図っている。

5 <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/110920keikaku.pdf>> 参照

6 <<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2009/03/17b-02.pdf>> 参照

7 鶏、あひる、うずらなど、家畜として飼養されている鳥

8 この計画に基づき、同年4月から6月にかけて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策として、防衛省・自衛隊は、厚生労働省からの要請に基づき、防衛医科大学校や自衛隊の医官などのべ約1,260名を、成田、関西および中部の各空港検疫所に派遣し、検疫支援を行った。

9 わが国独自の画像情報収集能力を強化するため、これまでに5基の情報収集衛星が打ち上げられ、防衛省においても、情報収集衛星から得られる情報を適切に活用している。

10 12(平成24)年1月1日現在、防衛省から外務省に出向した防衛駐在官49名(陸23名、海13名、空13名)が、38か所の在外公館に派遣されており、自衛官の経験などを活かし、派遣された国の国防関係者や各国の駐在武官との交流を通じて軍事情報の収集などを行っている。